

農薬のご使用にあたり

農薬は、正しく使用すれば私たちに多くの利益をもたらします。
一方で、誤って使用した場合には人への健康や環境等に深刻な影響を与えるものとなります。
正しく使用して、消費者に信頼される安全な農産物を生産しましょう。

1 農薬ラベルは必ず読んで、使用方法・注意事項を確認してから使いましょう。

農薬の容器に表示されている

作物の種類、使用時期、希釈倍数又は使用量、含有する有効成分ごとの総使用回数(は使用前にきちんと確認していますか？

過去の調査や、残留基準値超過で実際にあった誤使用の原因

農薬の誤使用の内容とその原因

(誤使用の内容)	(原因)
適用のない農作物への誤使用	→適用があるとの思いこみ (類似した農作物や粉剤・粒剤等の剤型が異なる場合)
使用量又は希釈倍数の誤り	→効果への不安から高濃度で使用
使用時期の誤り	→使用時期の確認もれ、経過日数の確認もれ
使用回数の誤り	→同一農薬の連続使用、同一農薬有効成分を含む農薬の併用



まさか自分が…
誤使用を防ぐための注意点を確認しましょう！



✓ 農薬に対する慣れが不注意を招きます。農薬の使用前には農薬ラベルを必ず確認して使用方法を守りましょう。特に類似した作物は要注意です。

間違いやすい作物例

- しゅんぎく・食用ぎく・きく
- トマト・ミニトマト など

農薬の適用作物欄に記載がなければ使用はできません。 **農薬取締法違反**

- ✓ 農薬の使用記録をつけ、現場で常に確認できるようにしましょう。
あわせて、**農薬の有効成分の総使用回数も確認してください。**
- ✓ 収穫時には、農薬の使用日を確認してから収穫しましょう。
- ✓ 散布機は、タンクだけでなくホース、ノズルも洗浄しましょう

2 住宅地での農薬散布には十分に配慮しましょう。

学校、保育所、病院、公園等の公共施設や街路樹、住宅地と隣接する土地の管理では、農薬の飛散を原因とする住民や子ども等への健康被害が生じないように、十分な配慮を心がけましょう。

- ✓ 病害虫や雑草の早期発見に努めましょう。
- ✓ 農薬以外の物理的防除を優先して行いましょう。
- ✓ 風の強い日には散布はしない、また、状況に応じ散布時に人等の立入を制限するなど
- ✓ 農薬の飛散を原因とする事故防止に最大限の配慮をしましょう。
- ✓ 事前に十分な周知を行いましょう。
- ✓ 農薬の使用履歴を記録し、保管しましょう。

3 無登録農薬と疑われる資材に注意しましょう。

農作物の病害虫防除等を目的とした薬剤は、農林水産省の登録番号があるものを必ずご使用下さい。



こんな薬剤は注意が必要です！

- ✓ 農薬登録がないのに以下のような宣伝・表記がある
「害虫にはよく効きます」「虫が寄り付かない」「開花、着色を促進」
「農薬の効果を高める」「商品名：○○（害虫）コロリ」
「病害虫に効く○○が原料です」
- ✓ 容器包装の意匠、形態が市販農薬と同じ印象を与える
- ✓ 使用方法として農薬の用法用量と類似した表記がある
- ✓ 農薬の有効成分が含まれる疑いがある

使ってみると、なぜか害虫がよく死ぬなど
「おかしいな」と思ったら…
無登録農薬の疑いがあります。
使用をやめて連絡をお願いします



4 土壌くん蒸剤は被覆期間を守り、周辺への揮散を防ぎましょう。

5 農薬は鍵のかかる場所で保管し、使用残農薬・空容器は適正に処分しましょう



消費者の皆さんに安全な農産物 をお届けしましょう

～農薬は正しく使い安全な農産物の生産を～



【お問合せ先】

九州農政局 消費・安全部 農産安全管理課
〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号

TEL 096 - 300 - 6141 (安全管理専門職)
096 - 300 - 6142 (農薬指導係)
096 - 300 - 6143 (農薬管理係)

農薬についての情報は農林水産省のホームページから
<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>

